

「憲法と要件事実・講演会」を開催しました。



令和元年 11 月 30 日（土）創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「憲法と要件事実・講演会」が開催されました。本研究会では、巽智彦准教授、御幸聖樹准教授、佃克彦弁護士を講師としてお迎えし、憲法に関する諸問題について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、渡辺康行教授、嘉多山宗教授からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 加賀譲治 創価大学法科大学院研究科長

本日の進行予定説明 伊藤滋夫 法科大学院要件事実教育研究所顧問

講演 1 巽 智彦 成蹊大学法学部法律学科准教授

「憲法関係の訴訟における事案の解明」

講演 2 御幸聖樹 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

「憲法訴訟と要件事実論の接続可能性」

講演 3 佃 克彦 弁護士（東京弁護士会）

「名誉毀損・プライバシー侵害の要件事実」

コメント 1 渡辺康行 一橋大学大学院法学研究科教授

コメント 2 嘉多山宗 創価大学法科大学院教授・弁護士（東京弁護士会）

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 法科大学院要件事実教育研究所長

総合司会 伊藤 滋夫

なお、この講演会の内容は、2020 年 3 月日本評論社より公刊されます。